

令和6年度第1回
領家公民館運営審議会

日 時 令和6年7月17日（水）

18時00分から

会 場 領家公民館 講座室1号・2号

次 第

1 開 会

- (1) 公民館長のあいさつ
- (2) 委嘱書の交付
- (3) 会長あいさつ

2 議 事

- (1) 令和5年度公民館事業報告
- (2) 令和6年度公民館事業計画
- (3) 公民館利用状況
- (4) 令和6年度予算報告
- (5) 行政サービス実績報告
- (6) その他

3 閉 会

(1) 令和5年度公民館事業報告

I 学級・趣味講座

事業名	対象	実施日	回数	募集人数	出席者 延人数
味噌づくり体験講座	一般	4月19日 9月20日 2月21日	3	10	45
高齢者ふれあいサロン	一般	4月6日 5月11日 6月1日 7月6日 8月3日 9月7日 10月5日 11月9日 12月7日 1月11日 2月1日 3月7日	12	10	83
折り紙教室	一般	5月10日 6月14日 7月12日 9月13日 10月18日 11月8日 12月13日 1月10日 2月14日 3月13日	10	10	48
料理教室（オンライン） 西公民館と共催	全般	8月～	1	—	—
子ども工作教室	小学生	12月9日	1	15	15
川口市民大学 これは凄い!!「江戸の庶民文化は 世界一」	一般	9月2日 9月9日 9月16日 9月23日	4	30	132
人権問題理解講座	一般	2月17日	1	20	20

Ⅱ 南平ブロック公民館事業

事業名	日 時	場 所	講師名	参加人数
人権問題専門講座 (高齢者の人権)	オンライン	朝日東公民館	行政書士 富田 賢 氏	—

Ⅲ 共催・後援事業等

() 参加人数

1. 共催事業	領家公民館地区文化祭	(350)	11 月 4・5 日
	親子歩け歩け大会	(134)	1 月 7 日
2. 後援事業	春季会長杯壮年ソフトボール大会	(雨天中止)	5 月 7 日
	地区卓球大会	(80)	5 月 14 日
	地区壮年ソフトボール大会	(80)	5 月 21 日
	地区婦人バレーボール大会	(70)	5 月 21 日
	春季会長杯婦人バレーボール大会	(70)	5 月 28 日
	夏季少年・少女スポーツ大会	(191)	6 月 4 日
	第 1 回領家地区献血会	(9)	8 月 18 日
	親睦卓球大会	(50)	9 月 10 日
	地区体育祭	(350)	9 月 17 日
	秋季会長杯婦人バレーボール大会	(80)	10 月 1 日
	秋季会長杯壮年ソフトボール大会	(55)	10 月 22 日
	領家地区芸能祭	(310)	2 月 25 日
	春季少年・少女スポーツ大会	(193)	3 月 3 日
	第 2 回領家地区献血会	(13)	3 月 21 日

(2) 令和6年度公民館事業計画

I 学級・趣味講座

事業名	対象	日程	回数	募集人数 (参加人数)	内容
高齢者ふれあいサロン	高齢者	4～3月 月1回	12	10/回	高齢者の交流を図る。
味噌づくり体験講座	一般	4～3月	3	12/回	味噌づくりの体験を通して地域の交流を図る。
折り紙教室	一般	5～3月(8月を除く)月1回	10	10/回	折り紙を通じて、交流を図る。
折り紙教室(オンライン)	全般	10月～	1	—	折り紙の折り方をオンライン(YouTube)で配信する。
川口市民大学 「緑を知ろう、楽しもう」	一般	1月～3月	4	40/回	町づくりと緑、また川口の樹木について学ぶ
子ども工作教室	小学生	12月	1	15	キャンドルをつくろう
人権問題理解講座	一般	1月頃	1	20	様々な人権問題を学ぶ。

II 南平ブロック公民館事業

事業名 (開催日)	対象	場所	回数	募集人数 (参加人数)	内容
人権問題専門講座	一般	朝日公民館	1	—	講師未定 オンラインで実施予定

Ⅲ共催・後援事業等

() 参加人数

1. 共催事業	領家公民館地区文化祭		1 1 月 2 ・ 3 日
	無料公開講座（健康寿命を延ばそう）		1 0 月 2 6 日
	親子歩け歩け大会		1 月 5 日
2. 後援事業	春季会長杯婦人バレーボール大会	(7 0)	5 月 1 2 日
	地区壮年ソフトボール大会	(8 0)	5 月 1 2 日
	地区婦人バレーボール大会	(7 0)	5 月 2 6 日
	地区卓球大会	(9 1)	6 月 2 日
	夏季少年・少女スポーツ大会	(2 0 0)	6 月 2 日
	春季会長杯壮年ソフトボール大会	(8 0)	6 月 9 日
	第 1 回地区献血会		8 月 2 1 日
	親睦卓球大会		9 月 8 日
	地区体育祭		9 月 2 2 日
	秋季会長杯婦人バレーボール大会		1 0 月 6 日
	秋季会長杯壮年ソフトボール大会		1 0 月 6 日
	領家地区芸能祭		2 月 2 3 日
	春季少年・少女スポーツ大会		3 月 2 日
	第 2 回地区献血会		3 月 2 1 日

(3) 公民館利用状況

令和3年度

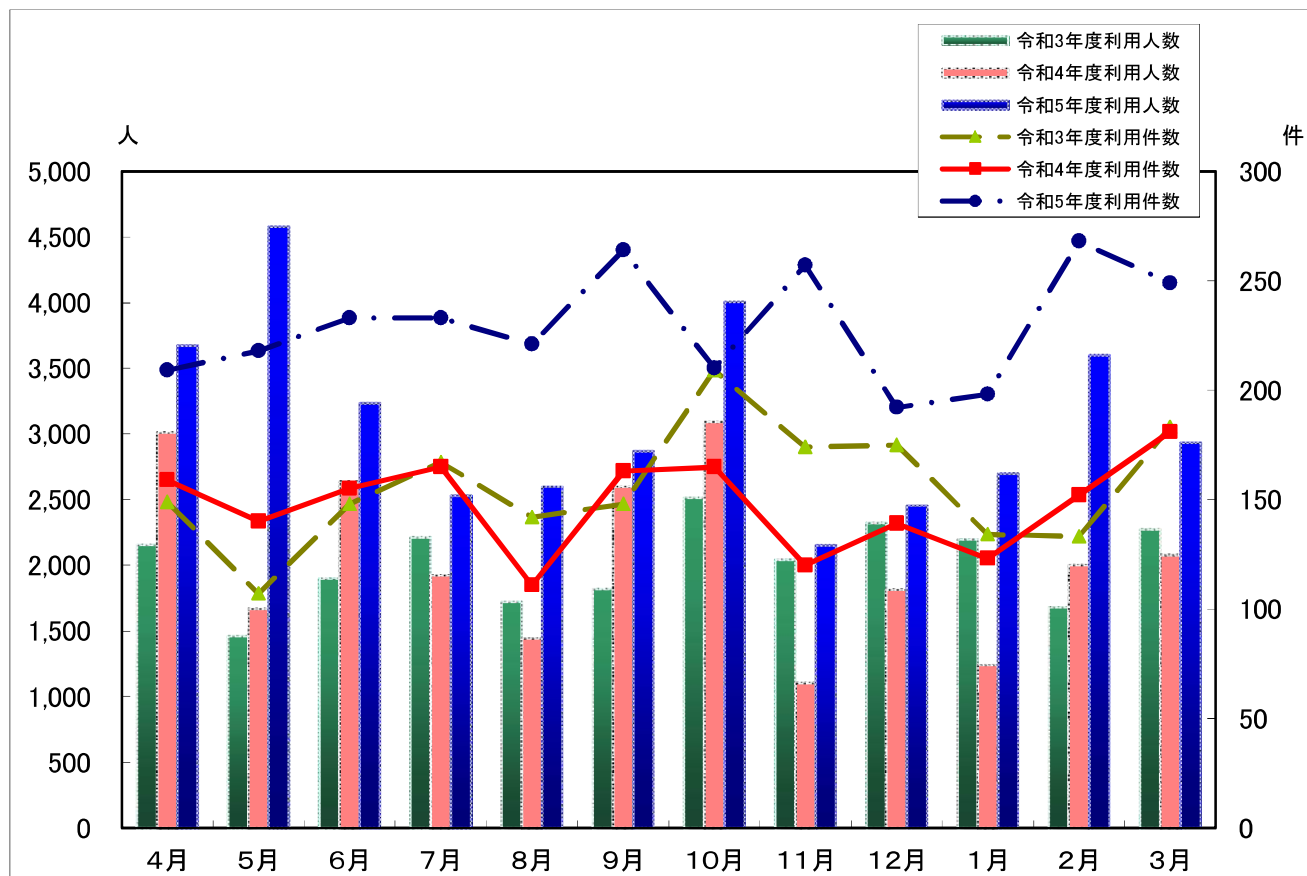
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
開館日数	26	26	26	27	26	26	27	25	23	23	24	27	306
利用件数	149	107	148	167	142	148	209	174	175	134	133	183	1,869
利用人数	2,154	1,462	1,898	2,211	1,722	1,819	2,513	2,041	2,323	2,197	1,681	2,275	24,296
一日利用平均件数	5.7	4.1	5.7	6.2	5.5	5.7	7.7	7.0	7.6	5.8	5.5	6.8	6.1
一日利用平均人数	82.8	56.2	73.0	81.9	66.2	70.0	93.1	81.6	101.0	95.5	70.0	84.3	79.4

令和4年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
開館日数	26	26	26	27	26	26	26	26	23	23	24	27	306
利用件数	159	140	155	165	111	163	165	120	139	123	152	181	1,773
利用人数	3,012	1,670	2,639	1,923	1,444	2,596	3,095	1,104	1,812	1,238	1,998	2,080	24,611
一日利用平均件数	6.1	5.4	6.0	6.1	4.3	6.3	6.3	4.6	6.0	5.3	6.3	6.7	5.8
一日利用平均人数	115.8	64.2	101.5	71.2	55.5	99.8	119.0	42.5	78.8	53.8	83.3	77.0	80.4

令和5年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
開館日数	26	26	26	27	27	26	26	26	23	23	25	27	308
利用件数	209	218	233	233	221	264	210	257	192	198	268	249	2,752
利用人数	3,675	4,581	3,237	2,530	2,598	2,869	4,009	2,152	2,454	2,703	3,600	2,936	37,344
一日利用平均件数	8.0	8.4	9.0	8.6	8.2	10.2	8.1	9.9	8.3	8.6	10.7	9.2	8.9
一日利用平均人数	141.3	176.2	124.5	93.7	96.2	110.3	154.2	82.8	106.7	117.5	144.0	108.7	121.2



(4) 令和6年度予算報告

領家公民館

10款 教育費

6項 社会教育費

説 明	R5年度配分	R6年度配分	増 減	令和5年度執行額
報酬	65,000	65,000	0	55,000
講師等報償金(1目)	48,000	100,000	52,000	48,000
講師等報償金(2目)	144,000	144,000	0	136,000
消耗品	160,000	160,000	0	159,502
食糧費	0	0	0	0
通信運搬費(郵便料)	0	4,500	4,500	0
自動車借上料(タクシー)	0	0	0	0
電子複写機借上料	0	0	0	0
印刷機械等借上料	0	0	0	0
備品購入費	0	0	0	0
合 計	417,000	473,500	56,500	398,502

- ・光熱水費 生涯学習課で一括契約
- ・ピアノ調律料 生涯学習課で一括契約
- ・賠償責任保険料 生涯学習課で一括契約
- ・テレビ聴視料 生涯学習課で一括契約
- ・講師等報償金 平成30年度より1目新設
- ・コピーキット代、タクシー代、インク・マスター代 令和4年度から生涯学習課で一括管理

(5) 行政サービス実績

領家公民館		令和3年度	令和4年度	令和5年度
住民票	件数	0件	1件	2件
	手数料	0円	200円	400円
戸籍	件数	0件	0件	0件
	手数料	0円	0円	0円
軽自動車税	件数	0件	0件	0件
	金額	0円	0円	0円
固定資産税	件数	0件	0件	0件
	金額	0円	0円	0円
市・県民税	件数	0件	0件	0件
	金額	0円	0円	0円
粗大ごみ処理手数料納付券	枚数	49枚	25枚	13枚
	手数料	15,190円	7,750円	4,030円

- 1、住民票・戸籍** 平成14年4月から(即日交付はできない)
 受付は開館日の午前9時から午後4時まで
 申請日の翌日の午後4時30分以降、午後5時までの交付
 ※翌日以降が休館日の場合、次の開館日午後4時30分以降、午後5時までの交付
 手数料(1通) 住民票200円 戸籍450円
- 2、市税** 平成14年4月から
 個人市県民税、固定資産税(償却資産税を含む)、都市計画税、軽自動車税
 現年度納期内のものを受付
 受付は火曜日から金曜日の午前9時から午後2時まで
 ※祝日・休日・休館日除く
- 3、粗大ごみ券** 平成13年7月から
 受付は開館日の午前9時から午後5時まで
 金額は1枚につき310円

令和5年度 行政サービス集計表 注 中央ふれあい館、生涯学習プラザは対象外

	住民票				戸籍				問い合わせ				軽自動車税				固定資産税				市・県民税				税合計		ごみ券	
	枚数	午前	午後	夜間	枚数	午前	午後	夜間	件数	即日	証明	その他	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	枚数	金額		
南平	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	枚	7750	円	
新郷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	71	枚	22010	円	
神根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	枚	930	円	
西	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	枚	0	円	
芝	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	49	枚	15190	円	
前川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	74	枚	22940	円	
安行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	2	3	7	枚	2170	円		
西川口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	枚	0	円	
青木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	63	枚	19530	円	
幸栄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	枚	0	円	
上青木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	枚	7440	円	
並木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44,000	0	0	0	0	0	0	2	44,000	24	枚	7440	円		
戸塚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	枚	15500	円	
芝南	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	88	枚	27280	円	
朝日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	枚	0	円	
根岸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35	枚	10850	円	
領家	2	2	0	0	0	0	0	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	枚	4030	円	
芝西	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	枚	8080	円	
芝北	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	217	枚	67270	円	
芝富士	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	464	枚	143840	円	
神根西	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	枚	6820	円	
新郷南	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	枚	2790	円	
前川南	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	77	枚	23870	円	
朝日東	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	枚	310	円	
神根東	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	枚	620	円	
芝園	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	244	枚	75640	円	
横曽根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	50,900	円	1	50,900	21	枚	6510	円			
安行東	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35	枚	10850	円	
青木東	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	枚	7750	円	
戸塚西	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45	枚	13950	円	
鳩ヶ谷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	枚	0	円	
南鳩ヶ谷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	枚	4960	円	
里	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	枚	0	円	
合計	3	2	2	0	0	0	0	0	3	1	1	1	1	44,001	円	50,901	円	5	94,903	円	5	94,903	1730	枚	536300	円		

○川口市公民館運営審議会条例

平成 1 1 年 1 2 月 2 1 日

条例第 4 8 号

改正 平成 2 4 年 3 月 2 7 日 条例第 2 3 号

(設置)

第 1 条 社会教育法(昭和 2 4 年法律第 2 0 7 号)第 2 9 条第 1 項の規定に基づき、
公民館に公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 教育委員会は、必要と認めるときは、2 以上の公民館について 1 の審議会を置くことができる。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 1 5 人以内をもって組織する。

(委員)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 知識経験者

(平成 2 4 条例 2 3 ・追加)

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平成 2 4 条例 2 3 ・旧第 3 条繰下)

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平成 2 4 条例 2 3 ・旧第 4 条繰下)

(会議)

第 6 条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平成 24 条例 23・旧第 5 条繰下)

(関係者の出席)

第 7 条 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(平成 24 条例 23・旧第 6 条繰下)

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、公民館において処理する。

(平成 24 条例 23・旧第 7 条繰下)

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平成 24 条例 23・旧第 8 条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(川口市立公民館設置及び管理条例の一部改正)

2 川口市立公民館設置及び管理条例（昭和 46 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 24 年 3 月 27 日条例第 23 号）

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の川口市公民館運営審議会条例の規定により委嘱されている委員は、この条例による改正後の川口市公民館運営審議会条例の規定により委嘱された委員とみなす。

社会教育法 抜粋

(公民館運営審議会)

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

- 2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

(昭三四法一五八・平一一法八七・一部改正)

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、市町村の教育委員会が委嘱する。

- 2 前項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は、市町村の条例で定める。

(昭三一法一六三・平一一法八七・平一三法一〇六・一部改正)

領家公民館運営審議会委員 一覧

No.	氏 名	現 在 の 公 職	条例第3条該当名
1	高橋 義樹	東領家小学校校長	学校教育関係者
2	岡田 秀昭	領家地区連合町会長	社会教育関係者
3	矢作 一夫	領家2丁目町会長	社会教育関係者
4	加藤 健司	領家3丁目町会長	社会教育関係者
5	荻野目 和雄	領家4・5丁目町会長	社会教育関係者
6	吉井 重春	東領家1丁目町会長	社会教育関係者
7	花之枝 重裕	東領家2丁目町会長	社会教育関係者
8	大久保 保通	東領家3丁目町会長	家庭教育の向上に資する活動を行う者
9	竹井 伸和	東領家4丁目町会長	社会教育関係者
10	辻 義光	東領家五丁目町会長	社会教育関係者
11	鈴木 阿津子	領家地区連合婦人部会長	社会教育関係者
12	野村 洋子	領家地区連合婦人部副会長	社会教育関係者
13	野崎 日登美	領家地区連合婦人部副会長	社会教育関係者
14	関 裕通	川口市市議会議員	知識経験者

（任期：令和6年7月1日～令和8年6月30日）